

裁 判 所	福岡高等裁判所
事 件 番 号	平成26年（ネ）第450号
事 件 名	国家賠償等請求控訴事件
判決年月日	令和2年3月13日
判 示 事 項	<p>水俣病に罹患しているか否かは、個々の患者の病状等についての医学的判断、患者のメチル水銀に対する曝露歴や生活歴及び種々の疫学的な知見や調査の結果等を十分に考慮した上で総合的に判断されるべきものであり、その具体的な判断に当たっては、メチル水銀中毒症における曝露停止から発症までの潜伏期間は数か月から数年（4年程度）であることや、長期にわたって微量のメチル水銀に曝露することによって症候が発現することは考え難いこと等現在における一般的な医学的知見を前提とすべきであり、また、水俣病に見られる各症候がそれぞれ単独では一般に非特異的であることから、当該症候が他疾患によるものである可能性がある場合には、当該症候がメチル水銀曝露により起こる神経系疾患によるものである可能性が滅殺されることになるとした上で、一審原告らはいずれも水俣病に罹患しているとは認められないとして、国及び熊本県に対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求及び加害企業に対する不法行為に基づく損害賠償請求を否定した事例</p>
判 決 要 旨	〈略〉
事案の概要	<p>本件は、水俣湾周辺を含む不知火海沿岸で出生し、胎児性又は小児性水俣病に罹患したと主張する一審原告ら8名が、原因企業であるY株式会社に対し、民法709条に基づき損害賠償等を求めるとともに、国及び熊本県に対し、公共用水域の水質の保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律及び食品衛生法等に基づく規制権限を行使して水俣病の発生及び拡大を防止すべきであったのにこれを怠ったことが違法であるとして、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求めるなどした事案である。</p>
訟 務 月 報	67巻7号